

会 議 録

会議の名称	第34回 和泉市入札等監視委員会
開催日時	平成31年1月16日(水) 13時30分から14時40分まで
開催場所	和泉市役所1号館3階会議室
出席者	委員；弁護士、警察OB、大学教授 事務局：(契約検査室) 契約検査室長、契約担当課長、総括主幹、総括主査 合計7名
会議の議題	議案審議 (1) 入札・契約手続の運用状況について (2) 入札方法別抽出工事案件審議 和泉市入札等監視委員会の運営に関する事務取扱基準第2条第1号の工事等一覧表から、同基準第3条に基づき、発注方法別に、委員長に指名された委員が事前に抽出した事案について審議を行う。 (審議対象期間：平成30年8月1日から平成30年11月30日までの工事入札案件) その他 (1) 指名停止と再苦情処理の状況について (2) 報告
会議の要旨	事務局から議案について説明し、審議を行なった。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他 ( )
その他の必要事項 (会議の公開・非公開、傍聴人数等)	会議非公開

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

(1) 入札・契約手続の運用状況について

主任技術者及び現場代理人配置の緩和措置について  
資料に基づき事務局から説明。

委員～建設業法施行令第27条第1項とは、どんな規定か。

事務局～工事種別に応じて、主任技術者等を工事現場ごとに専任で配置しなければならない金額が定められている。緩和措置に関しては、法令に反しないよう、当初設計金額3,500万円未満（税込）を設定の根拠としているものである。

委員～技術者が他の案件で重複している場合は入札に参加できないのではなく、受注した時点で2件以内であれば良いということか。

事務局～契約締結時に、和泉市に登録している技術者を配置する際、現場代理人届を提出させ、名簿によりチェックをしている。

委員～契約締結時に間に合えば良いのか。

事務局～通常型の指名競争入札においては、指名時に配置できる技術者の有無を確認して指名している。公募型の場合は参加申請時に配置予定技術者を提出させており、2件配置されている人は技術者として提出させない運用としている。

委員長～例えば1件しか取れない状況で、複数案件参加はできるのか。

事務局～参加は可能であるが、その場合は1件決まった時点で、他案件は無効となる。

(2) 入札方法別抽出工事案件審議

平成31年8月1日から平成30年11月30日まで（108件）の抽出案件  
（10件）について説明

・制限付一般競争入札案件

①繁和橋橋梁架替工事（H30-31）

委員～大きな案件だが、参加業者が少ないのでは。

事務局～本件は5年前から毎年発注している案件で、最終段階として橋台の設置や、工場製作した橋梁部分を現場に運んで架設する内容である。橋梁メーカーが作成したものを架設業者が架けていくが、架設業者も限られており、見つからなければ施工できない状況であり、金額規模は大きいですが、参加業者としてはこの程度と考える。

委員長～架設業者が別で施工するのか。

事務局～橋梁の架設作業は、ミリ単位でのバランス調整が必要であり、限られた業者でしかできないと聞いている。

委員長～落札率が高いのもその理由か。

事務局～そのように考える。

・公募型指名競争入札案件

①王子3-9-3号線管布設工事その19

②黒鳥山公園整備工事（H30-1）

③市立光明台北小学校体育館非構造部材耐震化等改修工事

④庁舎4号館及び5号館除却工事

委員～①について「無効」となっている業者の理由は。  
事務局～同じ技術者で申請して、別案件で落札したため。

・指名競争入札案件

- ①市立和泉中学校体育館非構造部材耐震化等改修機械設備工事
- ②市営永尾団地65棟外給水ポンプ取替工事
- ③和泉市立いずみ霊園受変電設備改修工事
- ④市立黒鳥小学校留守家庭児童会仮設教室設置電気設備工事

委員～③④電気工事案件は落札率が高いが、どのように考えるか。

事務局～③については、設計金額300万円に対して工期が3ヶ月の内容で、技術者の配置や発注の時期などを考慮し、業者が積算した結果であったと考える。④については更に建築工事との兼ね合いもあり、手間もかかることから、設計金額360万円で積算が合わなかったのではないかと思われる。専門工種の受注機会確保のため分離・分割発注しているが、逆にこのような事例が発生するのも現実である。

委員長～工期にはどのような制限があるのか。工期よりも早く終わってはいけないのか。  
事務局～それは問題ないが、監督職員との調整や書類作成等にも期間が必要であり、その間も技術者の配置が必要である。

委員～事前辞退が多いが。

事務局～指名競争入札は市からの一方的な指名であり、業者は設計書等を見て、金額等条件が合わなければ辞退が多くなる。

・随意契約案件

- ①市設墓地ブロック塀改修工事

委員～参加業者が多いが、見積合わせでこんなに参加したのか。

事務局～緊急性はあるものの、業者選定に一定の期間を取れる案件であり、また通常の緊急工事であれば、例えば、現場に一番近い業者1者に対し見積徴収し、金額が合えばそのまま発注となるが、本件は複数の施工場所を取りまとめていることもあり、新たな要綱を作成の上、複数者で見積合わせを行なったものである。

委員～指名競争入札の対象にはならないのか。

事務局～緊急工事として、設計がない中で発注しているので、見積合わせを行なったものの。

委員長～随意契約は、必ずしも1者とするものではないということか。

事務局～入札以外の手法としては、一者随意契約、見積合わせ、プロポーザル方式等も随意契約である。

その他

(1) 指名停止と再苦情処理の状況について

- ・指名停止業者 3者
- ・苦情処理案件 該当無し

委員～指名停止の理由は、工事に関係する、しないに関わらず、形式的に処理されるのか。

事務局～理由については、建設工事に関わらず、契約相手としてふさわしいかどうかの

判断となる。建設工事とは違う案件であったとしても、指名停止の要件に当てはまる業者は、契約相手としてふさわしくないと考える。

(2) 報告

- 住民訴訟について、前回委員会（11月7日）以降の動きについて報告。
- ・第5回口頭弁論（12月6日） 補助参加人から準備書面の提出有り。
- ・第6回口頭弁論（2月1日予定）

以上